

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、神戸市摩耶ロッジ整備等事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定しましたので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定における客観的評価の結果を次のとおり公表します。

平成12年8月7日

神戸市長 笹山 幸俊

特定事業の選定について

1 評価の結果

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業（以下「PFI事業」という。）の実施に関する基本方針及び本事業に関する実施方針に基づき、市が外郭団体を活用して経営する場合の利用料金制とPFI事業として実施する場合における市の財政負担額をそれぞれ算出し、比較しました。さらに、サービスの水準についての定性的評価についても行った結果、VFM（Value For Money）の達成が見込まれ、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法に基づく特定事業として選定することとしました。

2 評価の内容

（1）市の財政負担額

ア 市が外郭団体を活用して経営する場合（利用料金制）の前提条件

（ア）市の財政負担額

市の財政負担額は、整備費、地方債償還金及び支払利息の合計額から、地方債借入金の合計額を控除した額としました。

（イ）整備費

整備費は、工事費、備品購入費、設計料及び開業費用からなり、類似施設の実績等を参考に所要額を算定しました。

（ウ）地方債償還金

地方債の借入に伴う償還金の所要額（償還期間20年、元利均等償還）を算定しました。

（エ）支払利息

地方債の支払利息の所要額（金利2%）を算定しました。

（オ）地方債借入金

整備に必要な資金は、地方債の発行により調達するものとしました。

イ PFI事業として実施する場合の前提条件

（ア）市の財政負担額

市の財政負担額は、整備業務に係る経費、維持管理・運營業務に係る経費及びモニタリング費用等の合計額から、宿泊使用料収入及び市税収入の合計額を控除した額としました。

(イ) 整備業務に係る経費及び維持管理・運営業務に係る経費

整備業務に係る経費として、事業期間中、総額5億円(毎年度25百万円)を支払うほか、維持管理・運営業務に係る経費として、宿泊使用料収入相当額を支払うことを想定しました。

(ウ) モニタリング費用等

事業の実施に係るアドバイザー経費及び事業状況等の監視を行うために必要な費用を算定しました。

(エ) 宿泊使用料収入

民間事業者の創意工夫・ノウハウによって利用者の増加が図られ、宿泊使用料収入が増加するものと想定しました。

(オ) 市税収入

民間事業者の事業実施に伴い、固定資産税等市税収入が増加するものと想定しました。

ウ 算出方法

ア及びイで算出された市の財政負担額を事業期間中各年度別に算出し、これらの額を現在価値に換算しました。なお、物価上昇率は、1%を、割引率は、4%をそれぞれ想定しました。

エ 評価結果

事業期間における市の財政負担額の総額(現在価値ベース)を比較した結果、本事業を市が外郭団体を活用して経営する場合の利用料金制に比べて、PFI事業として実施する場合には、市の財政負担額が約6%縮減され、より低い費用でサービスを提供することが期待できます。

(2) サービスの水準についての定性的評価

ア 利用者のニーズ

民間事業者が有する専門的な技術やノウハウを活用することにより、利用者のニーズに対応した質の高いサービスを提供することが可能になるほか、ニーズの変化に対応したサービスの内容及び提供方法の変更を柔軟に行うことが期待できます。

イ 事業の健全性

市と民間事業者が適正な役割分担及びリスク分担を図ることにより、健全な事業を行うことが期待できます。

ウ 事業効率の向上

維持管理・運営方針等と合致する施設の整備が行われるとともに、民間事業者の創意工夫により、利用者数の増加及び運営の効率化等が見込まれ、事業効率の向上が期待できます。